

## ハート eyeSmart 契約約款

株式会社ハートネットワーク（以下「当社」といいます）は、「ハート eyeSmart」（以下「本サービス」といいます）に関し、本サービスの利用規約を当社と締結する者（以下「契約者」といいます）に対し、以下の通り利用規約（以下「本契約」といいます）を定めます。すべての契約者は、本契約に同意いただいたものとします。

### 第一条（契約の適用）

1. 本契約は、当社が提供する本サービスの契約者による利用の一切に適用されるものとします。
2. 当社は、本サービスの内容を、1ヶ月前に当社のホームページに記載することにより、契約者の承諾なしに変更できるものとします。
3. 当社が本サービスに関連して提供するサービスで、本規約の他に別途規定する利用上の決まり、約款、規約も、名称の如何に関わらず、本契約の一部を構成するものとします。

### 第二条（用語の定義）

本契約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ・契約者とは、本規約に同意の上、本サービスの提供に申込を行い、当社がサービスの提供を承諾した方をいいます。
- ・対象者とは、本サービス内容及び本規約について合意の上、本条第5項に定義される本サービスを自己の住居又は敷地内に設置される方をいいます。
- ・本契約とは、契約者と当社との間の本規約に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
- ・本サービスとは、専用カメラを用いた監視サービスをいいます。
- ・利用場所とは、本サービスにおいてカメラを接続・設定する同一住所内の場所で、かつ本規約第十条第2項に規定する場所をいいます。
- ・指定業者とは、当社が本サービスの契約取次業務、本サービスの設置業務・撤去業務を委託している者をいいます。

### 第三条（契約の申込）

1. 契約者は、本規約の内容に合意の上、当社所定の契約申込書に必要事項を記入し、記名・捺印の上、本書を当社に提出することにより本サービスの申込をするものとします。
2. 申込に先立って、契約者は本サービス及び本規約の内容について、対象者の同意を得たうえで責任をもって取りつけるものとします。

### 第四条（契約の承諾）

1. 当社は、契約者からの申込受領後、契約者による本サービス申込に関する対象者の同意確認を行います。当社はその同意確認後、本サービスの設置をもって申込に対する承諾の意思表示とします。なお、契約発効は指定業者による本サービス設置完了の翌日をもって成立するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込を承諾しません。
  - ・対象者の同意が得られていないことが明らかな場合。
  - ・契約申込書に記載された契約者または対象者が実在しない場合。
  - ・契約内容に虚偽又は重大な記入漏れがある場合。
  - ・申込時に、当社が要求する書類の提出がない場合。
  - ・契約者もしくは対象者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋もしくはこれに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であるとき当社が認める場合。
  - ・本規約違反等により、解約処分を受けたことがある場合。
  - ・指定金融機関により利用が差し止められている場合。
  - ・対象者の自宅が、本規約第十条第2項で規定される通信可能エリア内でない場合。
  - ・その他、本サービスの遂行に支障があると当社が判断した場合。

### 第五条（最低利用期間）

最低利用期間は、契約発効の日から24ヶ月間としま

す。

### 第六条（初期費用、月額基本利用料および手数料）

1. 契約者は、本サービス利用の対価として、当社所定の初期費用、月額利用料及び手数料を支払うものとします。
2. 初期費用については設置工事完了月の翌月に請求されるものとします。また、月額基本利用料は、原則、設置完了月の翌月から発生し、いかなる場合も月額単位で精算されるものとします。

### 第七条（決済方法）

1. 契約者は、本サービスに係る当社に対する支払いは、契約者の銀行等金融機関口座からの自動振替による支払いで行うものとします。
2. お届けの金融機関口座を変更する場合、契約者はその旨を当社に届け出した後、当社が送付する所定の申込書に必要事項を記入の上、記名・捺印し、当社に返送するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供の中止、停止、契約解除、その他事由の如何を問わず、既に支払われた利用料金等は一切払い戻しいたしません。

### 第八条（解約料）

1. 最低利用期間は継続して24ヶ月間とし、機器の設置が完了した月を1ヶ月目と起算して24ヶ月の最低利用期間内に契約者が解約した場合には、当社が定める期日までに、本条に規定する解約料を支払っていただきます。
2. 当社は、次に該当する場合には前項の適用はしません。
  - ・本規約第十条第2項で規定するエリアへ転居する場合でかつ引き続き本サービスの利用を継続する場合。
  - ・第十条第2項の事由により、当社が契約を解除する場合。
3. 契約者都合により、最低利用期間24ヶ月未満の契約解約における解約料は、以下に記載します。
4. 契約者が、契約の解約後に再度の申し込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

### 第九条（利用条件等）

1. 本サービスを利用いただくには、当社が定める本サービス専用仕様のカメラを使用することが必要となります。
2. 本サービスに必要なサービス機器は以下の通りです。
  - ・カメラ：契約の機種及び台数
3. 契約の申込みを受け、当社は、本規約第四条1項に基づく対象者による同意確認後、速やかに指定業者に本サービス設置を指示するものとします。
4. 契約者は、本サービス設置に係る費用を負担するものとします。
5. 本サービス設置並びに工事に際し、業者、工法および部材等については当社の指定によるものとします。
6. 本サービスの利用が可能となった以降、契約者は本サービス専用ステッカーを必要に応じ利用場所に掲げ使用するものとします。

### 第十条（本サービス内容及び範囲）

1. 当社は、契約者のご利用申し込みに応じて本サービスを提供します。なお、内容及び範囲は別掲の通りとします。
2. 本サービスは、当社が提供する通信サービスのみでご利用をいただくサービスとなります。なお、地形、建物の構造等により通信が困難な場合があります。
3. 本サービスは、対象者の安全の確認、または緊急事態の通報を行うことを目的とするものではなく、対象者の変化などについて契約者ご自身にご判断いただくためのものです。従って、安全または緊急事態の通報がなされなかったことにより生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。

### 第十一条（受信用端末）

契約者は、本サービスを利用するために必要なテレビ、パソコン、携帯電話等の端末（以下「受信用端末」という）を所有もしくは管理し、本サービスにおいて受信用端末を用いて情報を受信するために係る経費（通信料金、電気代等）は、契約者が負担するものとします。

### 第十二条（禁止事項）

契約者および対象者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。なお、当社は契約者が行った禁止事項により損害を被ったときは、当該契約者に賠償を求めることができるものとします。

- ・他の契約者、対象者および第三者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- ・他の契約者、対象者および第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- ・他の契約者、対象者および第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為

- ・他の契約者、対象者および第三者もしくは当社を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を棄損する行為

- ・法令による要請などの場合を除き、対象者の情報を第三者に開示・提供する行為

- ・当社の書面による事前同意なくして本サービスまたは本サービスを通じて提供される情報を第三者に利用させる行為

- ・公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に提供する行為

- ・わいせつ、児童買春、児童ポルノまたは児童虐待にあたる文書等を送信または表示する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、またはそのおそれのある行為

- ・犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為

- ・事実を反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為

- ・本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為

- ・本サービスの信用を棄損する行為

- ・コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為

- ・法令等に違反する、または違反するおそれのある行為

第十三条（情報の管理）  
1. 当社は本サービスの内容及び契約者又は対象者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有効性等いかなる保証も行いません。

2. 本サービスの提供、遅延、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の流出もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者および対象者の損害について、当社は当社の故意または重大な過失による場合を除き一切責任を負いません。

#### 第十四条～第二十六条

（設備等の準備、他ネットワークの接続、著作権等、個人情報取り扱い、免責事項、譲渡禁止、反社会的勢力の排除、協議解決、規定の改定、国内法への準拠等の条項が続きます）

#### 付則

1. 当社は、特に必要がある場合には、本規約に特約を付することができるものとします。

2. 当社指定代理店を通じての契約についても一般の契約と同等とします。

3. この規約の施行は平成 25 年 11 月 1 日より施行します。

4. この規約の改正は令和 7 年 10 月 30 日より施行します。

#### 【別掲】

#### 手続きに関する料金等

##### 1. 適用

料金等の適用については、規約第六条、七条、八条によるほか次のとおりとします。

## 2. 料金額

### 2-1. 工事費

項目	金額
本サービス設置標準工事費	27,600 円（税抜）

### 2-2. 登録費

項目	金額
本サービス設置機器登録費	5,000 円（税抜）

### 2-3. 違約金

項目	金額
契約期間内（24 ヶ月以内）の解約	サービス利用料 1 ヶ月分 ＋工事残債（税抜）

※最低利用期間は継続して 24 ヶ月間とし、課金開始日が属する月を 1 ヶ月目と起算して 24 ヶ月です。

#### 利用に関する料金等

サービス	料金
基本サービス カメラ 1 台	1,500 円（税抜）
カメラ追加 1 台	1,500 円（税抜）

#### 提供条件

当社が提供する本サービスをご利用いただくにあたり、以下の条件を満たしご同意いただく必要があります。

##### 1. 利用場所のネットワーク環境

本サービスは、インターネット接続環境が必要になります。

##### 2. 利用端末の動作環境

【スマートフォン・タブレット端末】

カメラにて取得した映像は、専用のアプリを利用しスマートフォン・タブレット等の端末で確認することができます。